

令和3年2月5日

市議会議員各位

市民自治部長

ICT を活用した住民異動届の新たなサービスについて

転入・転居・転出届の申請書がスマホで簡単に作成できます

令和3年2月から新たな市民サービスの取組として、住民異動届に際し、事前にパソコンやスマートフォン等で専用のWEBサイトに必要事項を入力すると、窓口で申請書を書かなくても申請書を作成することができるようになりました。

1 事前入力ができる届出

転入届、転居届、転出届の3種類

※海外からの転入届、海外への転出届、外国籍の方の対応はできません。

※5人までの入力が可能です。

2 事前入力ができる窓口

市民窓口センター

※各市民センター（石川分館含む）では対応しておりません。

3 サービス開始年月日

2021年（令和3年）2月1日から

★専用WEBサイトのフォームに入力して作成されたQRコードを市民窓口センターの専用QRコードリーダーに読み込ませると申請書が作成されます。

専用WEBサイトQRコード



以上

事務担当 市民自治部 市民窓口センター



転入・転居・転出の申請書は スマホで簡単に作成できます

専用WEBサイトで必要事項を入力すると、窓口で申請書を書く必要がなくなります。
入力後に表示されるQRコードを市民窓口センターで提示してください。

事前入力ができる届出

転入届、転居届、転出届の3種類

※次の届出には対応していません。

- ・海外からの転入届
- ・海外への転出届
- ・世帯合併届などの世帯変更届や世帯主変更届 など

※5人までの入力が可能です。(6人以上でお引越しの場合は申請書を記入してください)

※外国籍の方や外国籍の方を含む世帯の異動はご利用いただけません。

専用WEBサイトQRコード



システム利用の手順は
裏面をご確認ください



事前入力で受付ができる窓口

藤沢市役所 本庁舎1階 市民窓口センター

※各市民センターでは対応していません。

お問い合わせ

藤沢市 市民自治部 市民窓口センター

(藤沢市役所 本庁舎 1階)

TEL:0466-50-8268 FAX:0466-50-8410

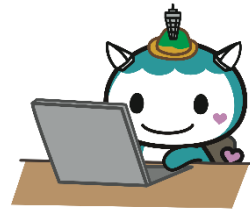
平日:午前8時30分~午後5時

システム利用の手順

Step1 専用WEBサイトから申請情報を入力

お持ちのスマートフォンやパソコンから、申請内容を入力してください。
※入力された個人情報は、サーバ等に保存されません。

専用WEBサイトQRコード



(URL) <https://madoguchi-sl.com/S3001MKAJA/01/html/index.html>

Step2 入力後、表示されたQRコードをスクリーンショット又は印刷

QRコードを保存しないで画面を閉じると、再度表示することができません。
誤って画面を閉じてしまった場合は、再度申請内容を入力してください。

Step3 市民窓口センターの窓口でQRコードを提示

記載台で住民異動届の記入は必要ありません！
番号札を取って順番が来るまでお待ちください。

Step4 専用のQRコードリーダーでQRコードを読み取り

番号札の順番が来たら、窓口でQRコードを読み取ります。
※専用のQRコードリーダーでないと読み取れないようになっています。

Step5 申請書の発行、受付開始

QRコード読み取り後に出力された住民異動届に署名してください。
※窓口では来庁される方の本人確認を行っています。
他人がなりすまして手続きを進めることはできません。



注意事項

- ・このサービスは、申請書作成でのみご利用いただけます。専用WEBサイトでの入力だけで手続きは完了しませんので、市民窓口センターにお越しください。
- ・代理人が窓口に来られる場合は、QRコード画像を代理人に送信していただくか、QRコードを印刷した紙を代理人に渡してください。(代理人が入力することもできます。)
- ・常用漢字以外は入力できない場合があります。その他修正箇所や追加箇所について、窓口で手書きにて修正していただくことがあります。